



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 評価損を計上した上場株式の時価が翌期に回復した場合の取り扱い

NEWS1. 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度

制度概要

子育てにやさしい企業活動について、一定の得点を得た企業を「子育て支援企業」として認定します。また、認定企業のうち、優れた活動を行っている企業を表彰します。

対象企業等

名古屋市に事業所がある企業、公益法人、NPO法人、個人商店なども含まれます。

評価項目・・・支援、応援、協援に取り組む企業を認定

- (1) 従業員に対する仕事と子育ての両立支援(支援)
- (2) 企業活動を通じた子供と子育て家庭の支援(応援)
- (3) 地域の子育て活動との協働による支援(協援)

認定企業のメリット

- ・名古屋市公式ウェブサイトで公表
- ・認定証、認定プレートの交付
- ・認定マークを名刺や印刷物などに表示できます
- ・名古屋市入札・契約への優遇措置



名古屋市子育て支援企業認定マーク

認定基準・実施要項は下記にてご確認ください。

「名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度」<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000010803.html>

NEWS2. (書籍の紹介)

現場女子 輝く働き方を手に入れた7つの物語 遠藤功著 (内容紹介)

航空機整備の現場で主任を務める「整備女子」。二輪車のセル生産に取り組む「製造女子」。旭山動物園の人気館に携わった「飼育女子」—男性の現場と考えられていた職場で輝く女性たち。その「女子力」の秘密に迫る。

2014年度の経済財政白書では、子育て対策の強化で女性の就労を100万人増やせるとの試算がありました。今後の構造的な人手不足問題には、男性の職場と言われてきた「現場」でも女性の活躍はかかせません。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当社は前事業年度において、長期保有目的で所有していた上場株の株価が著しく下落しており、かつ、今後株価回復の見込みは薄いことから、有価証券評価損500万円を損金に算入しました。

ところが当期に入り、アベノミクスの影響等から、前期に損金処理した上場株の株価が上昇しました。この場合、前期に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要がありますか？

Answer

翌事業年度以降に株価の上昇などの状況の変化があったとしても、損金算入した事業年度の処理を遡って是正する必要はありません。



【解説】

法人税基本通達9-1-7(注2)にもあるとおり、株価の回復可能性の判断は、あくまでも事業年度末時点において、合理的な判断基準に基づいて行います。

このため、前事業年度末において、株価の回復が見込まれないと判断して評価損を計上した場合に、翌事業年度以降に株価の上昇があったとしても、そのような事後的な事情は前事業年度末時点における株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではないので、前事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はありません。

※法人税基本通達 9-1-7 (注2)

本文の回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、当該事業年度終了の時に行うのであるから留意する。

～ 売買目的以外の上場株式の評価損が計上できる場合 ～

税務上、売買目的以外の上場株式の期末評価は、取得原価で行うことが原則ですが、下記のケースでは評価損の損金算入が認められます。

- ・上場株式の期末の時価が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回った場合
- ・近い将来株価の回復が見込まれない場合

詳細は、2008年11月1日発行の朝日だより第52号をご覧ください。

【用語解説 売買目的以外の有価証券】

売買目的有価証券以外の有価証券をいいます。

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券を言い、

- ・特定取引勘定を設けて有価証券の売買を行い、かつトレーディング業務を行う部署により運用されているもの、
- ・有価証券を取得した日に、短期売買目的である旨を帳簿書類に表示し、売買目的有価証券に係る勘定科目により区分しているものなどが該当します。これに該当しないものが、売買目的有価証券以外の有価証券です。

根拠条文等

国税庁 質疑応答事例

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-7

法人税基本通達2-3-26, 2-3-27

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850